

津波避難訓練を実施



3月23日、湊地区で周防灘断層群の地震による津波避難訓練が行われました。

福岡県では、東日本大震災の津波被害を踏まえ、昨年から玄界灘及び周防灘沿岸地域の市町村をモデルとして、津波への避難対応の強化を目的とした津波避難訓練を行っています。今回の訓練は、本年度新たに築上町（湊地区）をモデルとし、あらかじめ図上訓練により、住民自らが作成した津波避難マップに基づき、安全が確保できる高台まで避難を行ったものです。

訓練では、午後1時33分に「津波警報」が発表されたとの想定で、住民各自が事前に設定した避難ルートを通り、避難所である椎田小学校に集合しました。

また、この訓練では、避難所の運営訓練も行われました。

地震や津波といった災害から自分の身を守るためには、より早く、より安全な場所に避難することが重要であり、一人ひとりが災害対応力を高める必要があります。また、地域での連携がいざという時の被害を最小限に食いとめます。

今回の実践的な訓練を通して、参加者は避難場所や避難経路、避難に要する時間の確認など、地域での連携と日頃からの災害への備えを学習しました。

防災無線屋外子局増設のお知らせ

平成23年3月11日の東日本大震災により、本町も津波対策等の災害時に屋外にいる住民の皆様へ避難誘導及び勧告等を迅速に行い、皆様の安全を確保できるように、海岸線沿いに屋外拡声器を増設しました。

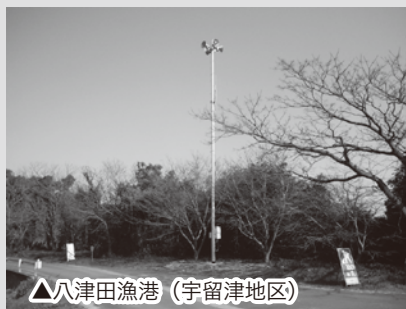
- ・西八田漁港（今津地区）
- ・八津田漁港（宇留津地区）

- ・椎田体育館（浜宮海岸・高塚地区）
- ・椎田漁港（湊地区）
- ・アグリパーク（農業公園敷地内・湊地区）
- ・西角田漁港（有安地区）

問い合わせ 総務課 情報政策係（内線330）



△西八田漁港（今津地区）



△八津田漁港（宇留津地区）



△椎田漁港（湊地区）



△椎田体育館（浜宮海岸・高塚地区）



△アグリパーク（農業公園敷地内・湊地区）



△西角田漁港（有安地区）

犬の登録と予防注射を

犬を飼う方には、生後90日を超えた犬の登録（生涯1回）と予防接種（毎年1回）が法律で義務付けられています（未登録や未注射は法により20万円以下の罰金に処されます）。町では、次の日程のとおり、平成25年度狂犬病予防注射を実施しますので、犬を飼っている方は、予防注射と登録を行ってください。また、飼い犬が死亡した場合は、環境課に死亡届を提出してください。

4月3日（水）		4月4日（木）		4月5日（金）	
実施場所	時間	実施場所	時間	実施場所	時間
椎田地区		椎田地区		椎田地区	
鬼塚公民館	9:30~9:40	極楽寺公民館	9:30~9:40	高塚尾座本獣医宅	9:30~10:20
有安農業集落センター	9:45~9:55	佐敷山内宅前	9:45~9:50	宇留津専広寺	10:40~11:10
山添公民館	10:00~10:10	上日奈古公民館	9:55~10:05	今津公民館	11:30~11:50
上ノ河内公民館	10:15~10:25	下日奈古公民館	10:10~10:20	西高塚宮内宅前	13:10~13:25
福岡公民館	10:30~10:40	正毛田団地	10:25~10:35	西八田公民館	13:35~13:55
旧JA西角田支所前	10:45~10:55	椎田南公民館	10:40~11:10	東八田公民館	14:05~14:25
上り松公民館	11:00~11:10	臼田鎬宅神社	11:20~11:50	新開中原治療院前	14:35~14:45
小原公民館	11:20~11:30	坂本公民館	13:10~13:30	役場東側駐車場	14:55~15:15
真如寺集落センター	11:40~11:50	越路公民館前	13:45~14:05	築城地区	
湊公民館	13:10~13:30	椎田保育園横	14:20~14:50	船迫公民館	10:00~10:15
葛城保育園前	13:40~14:00	椎田東森金物店前	15:00~15:15	弓の師公民館	10:20~10:30
奈古宮原商店前	14:10~14:25	築城地区		上別府公民館	10:35~10:55
奈古前田橋横	14:35~14:45	下城井公民館	10:00~10:20	南別府公民館	11:05~11:25
下岩丸ふれあい広場	14:50~15:00	上ノ原公民館	10:30~10:45	下別府林アパート前	11:35~11:45
上岩丸公民館	15:05~15:15	赤幡公民館	10:50~11:05	コミュニティーセンター前	13:00~13:50
築城地区		広末ストアー前	11:10~11:40	築城倶楽部	13:55~14:15
上寒田バス停	10:00~10:05	葉山宅前	13:10~13:20		
寒田診療所前	10:10~10:20	小山田消防格納庫	13:25~13:35		
櫛原公民館	10:30~10:45	木原入り口	13:40~13:50		
上城井公民館	10:55~11:05				
清水造園横	11:10~11:20				
伝法寺公民館	11:25~11:40				
松丸公民館	13:20~13:35				
上深野公民館	13:40~14:00				
峠公民館	14:05~14:15				
下深野公民館	14:20~14:30				



《持参するもの》

犬の登録証（3月末に送付済の案内はがき）
※はがき内容に修正があれば修正して持参してください。

予防注射費用

- 登録済の犬
注射料2,500円と注射済票交付手数料550円の合計3,050円
- 登録していない犬
注射料及び注射済票交付手数料3,050円と
登録料3,000円の合計6,050円

犬の体調が悪い場合、注射できない場合もあります。
事前に獣医師へご相談ください。

問い合わせ 環境課 環境係（支所・内線151）

教育委員紹介



3月25日付けで、亀田俊隆さんが教育委員に選任されました。

任期

平成25年3月25日

～平成29年3月24日まで

教育委員は、学校教育や社会教育の教育行政に関して、指導・助言を行います。

人の動き（2月末現在）

		前月比
人口	20,039人	-52
男	9,641人	-12
女	10,398人	-40
世帯数	9,036世帯	-26

※7月9日の改正により、外国人を含んだ人数で掲載しています。

住民基本台帳の一部の写しの閲覧を行った機関・団体（平成二十三年十月一日～平成二十四年十月三十一日）

（住民基本台帳法第十一条第三項及び第十二条の二第十二項の規定による）

1. 機関の名称
2. 請求事由の概要
3. 閲覧の年月日
4. 閲覧に係る住民の範囲

- ① 1. 福岡県企画・地域振興部
2. 福岡県総合企画策定に係る県民意識調査
3. 平成二十三年十月二十一日
4. 大字赤幡の平成五年十月一日以前生まれの男女個人

- ② 1. 朝日新聞社
2. 新聞及びウェブ利用に関する総合調査
3. 平成二十四年七月四日
4. 大字椎田の満十五歳以上の男女個人

（注）平成十八年十一月の法改正により、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について申出者の氏名、利用目的の概要等についての公表が義務付けられました。

○閲覧ができるもの

1. 国又は地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のため行う場合
 2. 統計調査、世論調査、学術研究、その他の調査研究のうち、公益性が高いと認められる場合
 - ・放送機関、新聞社、通信社等の報道機関が報道の用に供する目的で行う調査
 - ・大学、その他学術研究の用に供する目的で行う調査
 - ・社会福祉協議会等、公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められる場合
- 以上が閲覧できる主な機関、団体です。なお、営利目的の閲覧は一切できません。

問い合わせ 住民課 住民係（内線231）

平成25年度固定資産課税台帳等の縦覧・閲覧が始まります

平成25年度の固定資産税は、平成25年1月1日現在の所有者に対して課税されます。平成24年中に土地や家屋を取得・譲渡した方、家屋を新築して3年度を経過する方や家屋を取壊した場合は、固定資産税額が変わります。

ご自分の資産状況を確認したい方は、ぜひ、この機会をご利用ください。

◎縦覧

日時 4月1日（月）～5月31日（金）
8：30～17：00（土日・祝日を除く）

場所 税務課 資産税係

縦覧できるもの

- ・土地価格等縦覧帳簿
- ・家屋価格等縦覧帳簿

縦覧できる人

- ・土地・家屋の固定資産税の納税者・納税管理人
- ・同居の家族
- ・委任状を有する代理人

持参するもの

- ・窓口に来る方の印鑑、身分証明書（免許証、保険証等）

- ・代理人の場合は委任状

◎閲覧

日時 4月1日（月）～平成26年3月31日（月）
8：30～17：00
（ただし、12月29日～平成26年1月31日、及び土日・祝日を除く）

場所 税務課 資産税係

閲覧できるもの

- ・固定資産課税台帳（名寄帳）

閲覧できる人

- ・土地・家屋の固定資産税の納税者・納税管理人
- ・同居の家族
- ・委任状を有する代理人
- ・借地、借家人等の利害関係人（該当部分のみ閲覧）

持参するもの

- ・窓口に来る方の印鑑、身分証明書（免許証、保険証等）
- ・代理人の場合は委任状
- ・借地、借家人等の利害関係人の場合は賃借物件の明記された契約書等の利害関係がわかる書類

問い合わせ 税務課 資産税係（内線214）

築上町「空き家バンク制度」がスタート

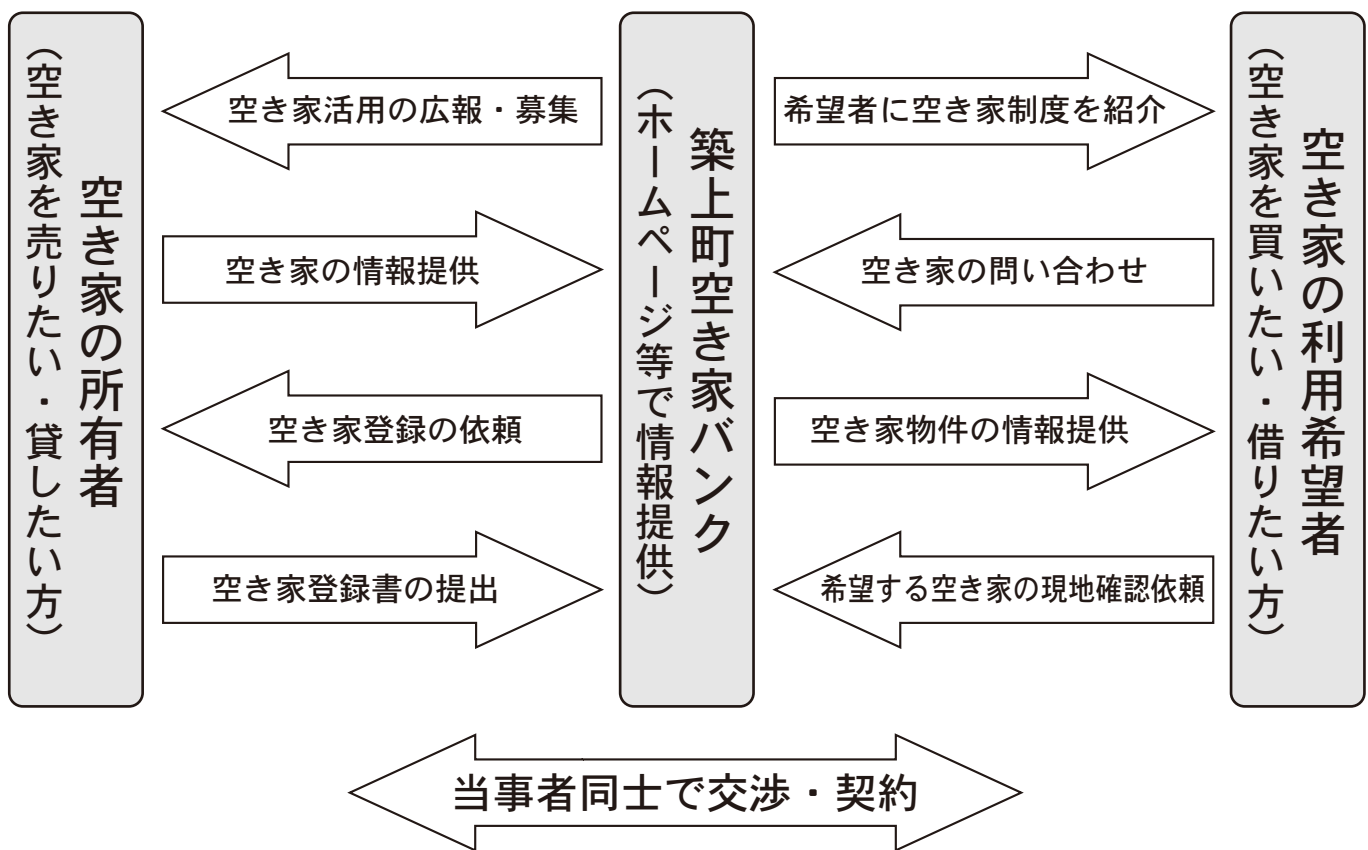
築上町では、町内に存在する空き家の有効利用を通じて、都市との交流の拡大及び定住の促進による地域の活性化を図ることを目的に「空き家バンク制度」をスタートしました。

この制度は、築上町内の空き家を他の人に売りたい（貸したい）方に登録いただき、その情報を町ホームページなどを通じて発信し、築上町内に住みたい人（空き家の取得または利用希望者）に情報提供を行う制度です。

空き家の所有者で、この「空き家バンク制度」の活用を希望する方は、事前登録が必要ですので、企画振興課にお申し込みください。関係書類は、町ホームページからもダウンロードできます。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 企画振興課 企画振興係（内線362）

《空き家バンク制度のイメージ図》



築上町福祉タクシー料金助成制度

築上町では、在宅で身体障害者手帳「1・2級」または療育手帳「A」をお持ちの方、特定疾患医療受給者証をお持ちの方に対して、タクシー料金の助成を行っています。希望する方は、福祉課社会福祉係で申請手続きをお願いします。

ただし、同じ世帯に自家用車（軽自動車を含む）をお持ちの方は、対象となりません。

受付開始日 4月1日（月）

持参するもの

- ・身体障害者手帳及び療育手帳、特定疾患医療受給者証のいずれか。
 - ・印鑑
- ※申込・タクシー券の受領は、すべて本庁で行います。築城支所では行いませんので、お間違えのないようお願いいたします。

申込・問い合わせ 福祉課 社会福祉係（内線243）

4月から小学生になるお子さんは、新たに「子ども医療」の手続きが必要です。

小学生になるお子さんは4月1日から「子ども医療証」が使えるようになります。対象になると思われるご家庭にお知らせを送付しております。3月末まで申請手続きをしていない方は、早急に手続きを行ってください。

受付場所 住民課 保険係
総合管理課 窓口係
持参するもの ・お子さんの健康保険証
・印かん

子ども医療費支給制度について

○対象者は、次の全ての要件に該当する小学生および中学生です。

保護者の所得制限はありません。

1. 築上町の区域内に住所があること
2. 健康保険（国保、協会けんぽ、健保組合、共済組合など）に加入していること
3. 生活保護を受けていないこと

○医療機関の窓口での自己負担は下記のとおりです。

通院 1医療機関につき、月600円まで自己負担
入院 1医療機関につき、1日500円を自己負担（月上限3,500円まで）
薬局 無料



「子ども医療証」は大分県中津市でも使用できます。

「子ども医療証」は、平成24年4月1日から、大分県中津市の医療機関等でも県内と同様に使用することができるようになりました。

○平成24年4月1日以降に大分県中津市の医療機関等（薬局を含む）を受診する際は、健康保険証と一緒に「子ども医療証」を窓口で提示するようにしてください。医療証に「この証は県外の医療機関では使用できません」と記載してありますが、そのまま使用できます。

○県外（大分県中津市を除く）で受診した場合は、領収書・通帳・印かんをご持参のうえ払い戻しの申請を行ってください。

問い合わせ 住民課 保険係（内線235）

国民年金のお知らせ

○国民年金保険料改正

4月から国民年金保険料が改正されます。

15,040円/月

○保険料前納割引

国民年金保険料をまとめて前納すると割引があります。1年度分・6ヵ月分前納の納付書は、4月上旬に発送される納付書案内書につづられています。

また、現金払いでの前納は、1年度分や6ヵ月分だけでなく、任意の月分から年度末までの分を前納することも可能です。この場合は、専用の納付書が必要となりますので、年金事務所までお問い合わせください。

支払期限 4月30日（火）＊現金払いの場合

保険料比較（1年度分・現金払い）

- ・毎月納付 180,480円
- ・1年度分前納 177,280円（3,200円割引）
- ・6ヵ月分前納 179,020円（1,460円の割引）

○学生納付特例の申請はお早めに

日本国内に住む全ての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が必要と

なります。しかし、学生の方には本人の所得が一定額以下であれば、申請によって在学中の保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。

ただし、猶予が承認された期間は、将来の基礎年金額の計算には含まれず、承認を受けてから10年間以内であれば、追納ができます。

＊承認を受けた年度から起算して3年度め以降は、一定の加算額が加わります。

対象者 大学・短期大学・大学院・高等学校・専修学校・各種学校で1年以上の就学課程に在学する20歳以上の方

必要なもの

- ・年金手帳（または基礎年金番号がわかるもの）
- ・学生証の写しまたは在学証明書
- ・代理申請の場合は委任状・印鑑・身分証明書

申込・問い合わせ

住民課 住民係（内線233）
総合管理課 窓口係（支所・内線128）
小倉南年金事務所 093（471）8869

下水道課からのお知らせ

○供用開始のお知らせ

新たに椎田処理区（湊北）の一部、築城処理区（上築城・上別府）の一部が供用を開始しました。供用開始区域の皆様には、早期の施設利用をお願いします。

下水道施設を利用する方は、各家庭に設置してある公共枿に排水設備の繋ぎ込み工事等が必要となります。排水設備工事は、町の指定する指定工事店でなければ工事を行うことができませんのでご注意ください。後日、新たに供用開始の対象者には、供用開始のお知らせをします。

また、供用開始区域及び指定工事店の確認は、下水道課にお問い合わせください。

○使用料について

一般家庭及び店舗・事務所等で下水道に接続した場合、接続した月から使用料が発生します。一般家庭の使用料の金額は、人数に応じて変わってきます。使用人数は住民基本台帳で確認し算定していますが、住民票をおいたまま実際は住んでいない場合（学生・入院・長期出張等）で住んでいる世帯人数に変更があるときは、使用料の減免制度があります。不在を証明できる書類等と印鑑をお持ちのうえ申請してください。

また、店舗・事務所等の使用料の金額は、店舗等の面積や使用状況等から算定します。

問い合わせ 下水道課 下水道係（内線 1 1 1 ・ 1 1 2）

築上町児童生徒の就学援助費支給制度

築上町にお住まいの児童・生徒に対して、経済的な理由により就学困難な児童・生徒を「要保護・準要保護世帯」に認定し、給食費・学用品費等の一部を援助する制度を設けています。

・援助を受けられる家庭

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方。
（「準要保護者」という。）

- ①生活保護法の保護の廃止又は停止
- ②地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

③児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給

④生活福祉資金による貸付

※①～④以外についても該当項目がありますので、詳しくは学校教育課へお尋ねください。

（その他いずれかに該当する方）

- ①保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録の雇用保険被保険者手帳を有する方、若しくは雇用保険受給資格証を有する方
- ②保護者の職業が不安定で生活状況が悪いと認められる方
- ③P T A 会費・学級費等の学校納付金の減免が行われている方
- ④学校納付金の納付状況の悪い方、被服等が悪い方又は学用品、通学用品等に不自由している方で、保護者の生活状況が極めて悪いと認められる方

⑤経済的な理由による欠席日数が多い方

⑥その他特に必要と認めるときは、支給の認定をすることができます。

・認定基準額

世帯の所得額が生活保護基準額の1.5倍以下の世帯

・援助の範囲

- 1、学校給食費
- 2、義務教育に伴う必要な学用品及び通学用品費等
- 3、校外活動費
- 4、新入学児童生徒学用品費
- 5、修学旅行費
- 6、医療費

・申請方法

・学校長を経由（お住まいの地区の自治会の民生・児童委員の所見を要します。）して、教育委員会へ申請してください。

・認定後、継続して受給を希望する場合は毎年申請が必要です。

・申請期間

4月から随時受付をしています。5月末までに認定を受けた方は、4月に認定を受けたものとして、4月から支給します。

※手続き方法等、詳しいことにつきましては、学校教育課又は就学先の小・中学校へお尋ねください。

問い合わせ

学校教育課 学校教育係（支所・内線 2 5 3）

春の交通安全県民運動

期間 4月6日(土)

～4月15日(月)

運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

運動の重点

・自転車の安全利用を推進しよう

・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう

・飲酒運転を根絶しよう

交通事故致死ゼロを目指す日

4月10日(水)

問い合わせ

総務課 行政係

(内線333)

小・中学校指定校の変更及び区域外就学制度

築上町では、お住まいの住所により、通学すべき小・中学校を指定していますが、事情により指定学校以外に通学を希望する児童、生徒のために就学指定校変更、及び区域外就学の制度を設けています。

・指定校変更とは

築上町に住む児童・生徒に対して、築上町立の指定された学校以外の校区に通学

を認める制度です。

・区域外就学とは

築上町以外の市町に住む児童・生徒に対して、築上町立の小・中学校への通学を認める制度です。(築上町に住む児童・生徒で、他の市町立の学校に通学を希望する場合は、その住所地の教育委員会へ申請してください)

・変更の基準

- ・心身の障害により遠距離の学校に通学することが困難な場合
- ・転出等により、教育に支障をきたす場合(原則として小学校第6学年及び中学校第3学年に在籍する場合)
- ・学期半ばで転出した場合
- ・保護者の就労等により、帰宅後の保護が不可能なため、保護者に代わる方がいる校区の学校へ変更する場合
- ・いじめ・不登校等による教育的配慮からやむを得ない
- ・と教育委員会が認めた場合
- ・特定の部活動を行いたい
- ・指定中学校にその部活動がない場合
- ・住宅購入に伴う登記のために、住民票などを異動した場合
- ・住宅の改築中により、一時

的に他の学校区に転居した場合

・通学距離、時間及び通学路の安全性から特に配慮を要する場合

・特別支援学級に入級するため

・その他やむを得ない理由によるため

※申請理由により学校長の意見書やその他添付書類が必要な場合があります。

・指定校変更手続きの流れ

- ①「指定学校変更申立書(様式第1号)」を築上町教育委員会に提出する。
- ②教育委員会が審査を行い、指定学校の変更が可能であると認められたものに限り、保護者に「指定学校変更通知書(様式第2号)」を交付する。
- ③指定学校変更の通知を受けた保護者は、「誓約書(様式第4号)」を教育委員会に提出する。

※指定学校変更申立書(様式第1号)及び誓約書(様式第4号)はホームページからもダウンロードできます。

・区域外就学手続きの流れ

※築上町外から築上町内の小・中学校へ就学を希望する場合

①「区域外就学許可申請書」を築上町教育委員会に提出する。

②築上町教育委員会とお住まいの市町教育委員会で協議し、区域外就学が可能であると認められたものに限り、保護者に「区域外就学承諾書」を交付する。

③区域外就学承諾書の通知を受けた保護者は「誓約書

(様式第4号)」を築上町教育委員会に提出する。

※築上町内から築上町外の小中学校へ就学を希望する場合
お子さんの通学を希望する市町教育委員会へ申請をする。

問い合わせ

学校教育課 学校教育係
(支所・内線253)

宝くじ助成事業で神楽衣装等を新調

湊金富神楽保存会(会長大溝真也さん)では、地域の人から大変親しまれている神楽を通したコミュニティ活動に努めており、伝統芸能の保存・継承を行っています。この功績が認められ、このたび、(財)自治総合センターが実施する「宝くじ助成事業」による助成金を受けて、神楽衣装等を新調しました。今後、地域の祭りやイベント等に積極的に参加し、さらなる地域コミュニティの活性化が期待されます。

「一般コミュニティ助成事業」は、宝くじ事業収入を財源として、(財)自治総合センターから地域のコミュニティ組織の活動に必要な備品等に対して資金が助成される事業です。

問い合わせ 企画振興課 企画振興係(内線361)



弁護士による無料法律相談

福岡県母子家庭等就業・自立支援センターでは、ひとり親家庭の養育費などの生活上の問題に関する弁護士による無料法律相談を実施します。

・飯塚会場

日時 4月17日(水)
13:00～15:00

場所 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

※相談希望者の方は、相談日前日までに予約をしてください。(先着順受付で1日4人、相談時間は一人あたり30分)

予約電話番号

0948(21)0390
(平日9:00～17:00)

母子家庭・父子家庭の就業支援

福岡県母子家庭等就業・自立支援センターでは、町村在住の母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さん(いずれも児童扶養手当受給者)を対象にハローワークと連携して就労を支援する事業を実施しています。なお、日曜日も実施していますので、ご利用ください。

ご希望の方はご連絡ください。
相談日
平日 9:00～17:00
日曜日 9:00～16:00

問い合わせ

福岡県母子家庭等就業・自立支援センター
(飯塚プラント)

0948(21)0390

養育費の電話相談業務

福岡県母子家庭等就業・自立支援センターでは、母子・父子家庭または離婚協議中の方を対象に養育費の電話相談業務を実施しています。

相談を希望する方は、ご連絡ください。

受付時間

平日 9:00～16:00

問い合わせ

福岡県母子家庭等就業・自立支援センター
(飯塚プラント)

0948(21)0390

行政書士による交通事故無料相談会

予約申し込みは不要です。直接ご来場ください。

日時 4月13日(土)

10:00～16:00

場所 行橋商工会議所

相談内容 示談書、損害賠償請求書の作成及び保険請求手続きなど

問い合わせ

福岡県行政書士会

092(641)2501

賃貸住宅トラブル110番のお知らせ

福岡県青年司法書士協議会では賃貸住宅トラブルについての無料相談会を実施します。(電話相談会及び面談相談会。面談相談は事前に予約した方を優先します)。

日時 4月20日(土)

10:00～16:00

場所 福岡県司法書士会館

相談電話番号

092(724)9505

面談相談予約及び問い合わせ電話番号

092(517)4289

平成25年度築上町指名競争参加資格審査申請書の受付

平成25年度の建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の資格審査申請書を次のとおり受け付けます。

受付期間

・町外 4月1日(月)

～4月30日(火)

・町内 5月1日(水)

～5月10日(金)

受付時間 (土・日・祝日を除く)

8:30～17:00

(12:00～13:00を除く)

築上町職員募集

○嘱託職員 (保育士)

職種 保育士
業務内容 保育業務
募集人員 3人

応募資格 ・任用時に64歳に達していない方
・保育士資格を有する方

雇用期間 採用日から平成26年3月31日まで
勤務日 月に21日程度 8:30～17:00

勤務地 町立保育所
給与 月額155,700～178,800円
(雇用規定による)

受付期間 4月5日(金)～4月15日(月)
(土日・祝日を除く8:30～17:00)

申込方法 雇用申込書・履歴書・保育士証の写しを福祉課に提出してください。

※募集要項・雇用申込書・履歴書用紙は福祉課に備えています。

申込・問い合わせ 福祉課 子育て支援係 (内線240・242)

受付場所 築上町役場保健室
(本庁地下)

提出方法

福岡県内(受任地を含む)は持参、県外は郵送可
(4月30日(火)消印有効)

問い合わせ

財政課 管財係
(内線341・342)

※提出要領は築上町のホームページからダウンロードできます。

http://www.town.chkju.
tukokajp/



24時間司法書士による女性のための無料法律相談会

秘密は固く守られますので安心してご相談ください。

相談内容

- 借金問題、金銭トラブル、悪徳商法、生活保護、離婚、DV等(但し、司法書士の業務に関するものに限る)

日時

・電話相談

- 4月13日(土) 10:00~
- 4月14日(日) 10:00~

・面談相談

- 4月13日(土) 10:00~17:00

場所

・電話相談

福岡県司法書士会館

092(724)9505

・面談相談 福岡市内

問い合わせ及び面談予約電話番号

092(713)6563
予約締切日 4月8日(月)

「3Rの達人」派遣事業

福岡県では、地域や職場、学校等で開催するごみの3R(リデュース・リユース・リサイクル)の学習会等に「3Rの達人」を派遣しています。あなたの地域や団体でも、3Rの達人を招いて、3Rの学習会等(3R教室)を開催し、

活動の輪を広げてみませんか?

・3Rの達人とは

ダンボールコンポスト、マイバッグづくりなど、率先して3R活動に取り組んでいる方です。

・派遣費用

県が負担します(会場費や材料代は除く)。

※詳しくは県ホームページ(福岡県トップページにて「3Rの達人」と検索)をご覧ください。

申込・問い合わせ 福岡県環境部循環型社会推進課企画係

平成25年度ふくおか県政出前講座

福岡県では、県の施策や事業などについて166テーマを用意し、県職員が皆様の元へお伺いし、わかりやすく説明する「ふくおか県政出前講座」を実施しています。詳しくは県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>)をご覧ください。

問い合わせ

福岡県県民情報広報課
092(643)3103

平成25年度県政モニター募集

応募資格 県内在住の18歳以上の方(平成25年4月1日現在)

※国・地方公共団体の議員、常勤の公務員、平成23・24年度県政モニター経験者を除く

任期 平成25年6月下旬(予定) ~平成26年3月31日

謝礼 活動状況に応じて図書カードを進呈

募集期間 4月1日(月) ~ 5月31日(金)

※応募方法など、詳しくはお問い合わせください。応募は

がきは市町村窓口、県庁、県総合庁舎、アクロス福岡文化

観光情報ひろば等で配布)

申込・問い合わせ 福岡県県民情報広報課

広聴係

092(643)3103



築上町高齢者在宅福祉サービス その13

築上町では在宅での介護や介護予防のため、さまざまな高齢者在宅福祉サービスを実施しています。このコーナーでは連載で、高齢者在宅福祉サービスを紹介しています。

今回は、「住宅改造資金助成事業」について紹介します。

住宅改造資金助成事業

＜事業目的＞高齢者等の皆さんが在宅で安心してすごせるように、住宅改修費の一部を助成します。

＜対象者＞

- ①介護保険の認定で「要支援・要介護」の認定を受けた方又は重度身体障害者等の高齢者等世帯
- ②介護保険住宅改修費支給限度基準額(20万円)に達している方
- ③在宅の方(築上町に住所を有する方。入所、入院していないこと。)
- ④世帯生計中心者の住民税及び前年度所得税課税年額が非課税の世帯に属する方

＜対象となる改修＞

玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所など、高齢者等が利用する部分。維持、補修的な工事は除く。

(例)手すり設置、スロープ設置などによる段差解消、引き戸への取替え、滑りにくい床材への変更、照明器具の設置、浴室リフト取付け、蛇口の取替え等

＜助成額＞ 対象工事の30万円までを上限とします

- ・原則、この助成は当該住宅につき、1回限り。
- ・工事、部品などで、この事業の対象となるもののみ。(対象とならないものは、個人負担となります。)
- ・当該年度の予算の範囲内

※必ず、改修工事をする前にご相談ください。(申請の際、見積書、改修前の平面図・改修を必要とする部分の写真等が必要、調査員による調査もあります。)

問い合わせ 福祉課 高齢者福祉係(内線252)

「行橋市広域消費生活センター」移転と休館のお知らせ

行橋市役所内2階にありました「行橋市広域消費生活センター」が、3月27日に行橋駅西口に移転しました。消費生活問題に関するトラブル・質問などがありましたら「行橋市広域消費生活センター」までお気軽にご相談ください。

新住所 行橋市西宮市二丁目

1番39号(行橋駅西口そば)

0930(23) 0999

FAX 092(781) 3141

0930(23) 4422

相談方法 来所または電話にてご相談ください。

相談日 月曜から金曜まで

(土日・祝日は休館)

相談時間 9:00～12:15

13:00～15:30

裁判所職員採用試験

採用予定官職

①裁判所事務官(院卒者試験)

(法律・経済区分)、(大卒程度試験(法律・経済区分))、(一般職試験(大卒程度))

②家庭裁判所調査官補(院卒者試験(人間科学区分))、(大卒程度試験(人間科学区分))

(大卒程度試験(人間科学区分))

(大卒程度試験(人間科学区分))

(大卒程度試験(人間科学区分))

(大卒程度試験(人間科学区分))

(大卒程度試験(人間科学区分))

(大卒程度試験(人間科学区分))

(大卒程度試験(人間科学区分))

(大卒程度試験(人間科学区分))

受付期間

・インターネット

4月2日(火) 10:00～

4月15日(月)

・郵送

4月2日(火)

4月5日(金)

第一次試験日

6月2日(日)

※詳細は最寄りの裁判所で配布している受験案内、または最高裁ウェブサイトを

<http://www.courts.go.jp/>

をご覧ください。

お問い合わせ

①について

福岡地方裁判所人事課

092(781) 3141

②について

福岡家庭裁判所総務課

092(510) 0403

リサイクルプラザ体験学習講座

紙ひものかご作り

日時 4月19日(金)

10:00～15:30

・EMぼかしづくり

日時 4月27日(土)

10:00～12:00

・紙すき

日時 4月30日(火)

13:00～15:30

・廃油石けんづくり、一閑張り、エコクッキング

日時 4月19日(金)

9:00～13:00

・ニュー おからクッキング

・手仕事のうた

詳細はお問い合わせください。

参加費・材料費は実費となります。

申し込みは開催日の3日前までにお願います。

申込・問い合わせ

環境課 環境係

(支所・内線155)

京築神楽定期公演

日時 4月20日(土)

開場 12:00

開演 13:00

(終演16:00予定)

場所 京築神楽伝統文化会館

入場料 900円

(当日券1,000円)

※高校生以下無料

出演

小原神楽講(築上町)

今井神楽研究会(行橋市)

チケット・問い合わせ

企画振興課 企画振興係

(内線362)

京築神楽伝統文化会館

0979(53) 9535

京築連帯アミニティ都市圏

推進会議事務局

092(643) 3178

広告欄



築上町物産館 『メタセの社』
TEL.0930-52-3828

○国際交流館の催し

・押し花サークル「エレガント」

押し花絵展示

4月27日(土)～4月30日(火)

10:00～16:00

○イベント

・鮮魚店頭販売

4月6日(土) 10:00～

※天候により、日程の変更あり

広告欄

コマーレの催し物

○渡部陽一 文化講演会(宝くじ文化公演)

「世界からのメッセージ

～希望のある明日のために～」

日時 6月22日(土) 開場13:30 開演14:00

入場料 無料

※整理券が必要です(一人2枚まで)。

整理券配布開始日 4月6日(土)

配布場所 コマーレ・メタセの社・中央公民館
築城公民館

○嘉穂劇場・落語鑑賞バスツアー

桂文枝襲名披露公演

日時 5月25日(土)

出発9:00 帰着16:00(予定)

参加費用 一人9,000円

※費用に含まれるもの チケット代(6,300円)・昼食代・交通費など

定員 20人(定員になり次第締め切ります)

受付開始日 4月6日(土)

受付場所 コマーレ

入札結果（2月分）

入札日：平成25年2月4日

【生涯学習課】

- 旧蔵内邸駐車場等整備工事（築上町大字上深野 地内）
落札金額：3,750,000円
工 期：平成25年2月7日～平成25年3月25日
落札業者：政時組
- 築上町コミュニティセンター備品購入 その2
（築上町大字築城253番地1 地内）
落札金額：3,332,000円
納 期：平成25年2月12日～平成25年3月20日
落札業者：（株）徳野
- 築上町コミュニティセンター備品購入 その3
（築上町大字築城253番地1 地内）
落札金額：4,871,420円
納 期：平成25年2月8日～平成25年3月20日
落札業者：（有）ニッポウ文具・事務機 築上町営業所
- 築上町コミュニティセンター多目的ホール等展示用パネル備品購入（築上町大字築城253番地1 地内）
落札金額：973,000円
納 期：平成25年2月6日～平成25年3月20日
落札業者：植田商店
- 築上町コミュニティセンター多目的ホールステージ照明設備備品購入（築上町大字築城253番地1 地内）
落札金額：6,320,000円
納 期：平成25年2月5日～平成25年3月20日
落札業者：東芝エルティーエンジニアリング（株）九州営業所
- 築上町コミュニティセンター音響設備備品購入
（築上町大字築城253番地1 地内）
落札金額：1,250,000円
納 期：平成25年2月8日～平成25年3月20日
落札業者：（株）共栄通信

【環境課】

- 平成24年度築上町不法投棄防止監視カメラシステム購入
（築上町大字奈古、小山田 地内）
落札金額：2,270,000円
納 期：平成25年2月12日～平成25年3月20日
落札業者：日米電子（株）

【産業課】

- 築上町鳥獣被害防止総合対策事業資材購入
（築上町大字本庄 地内）
落札金額：2,228,100円
納 期：平成25年2月7日～平成25年2月28日
落札業者：福岡帝国金網工業（株）

【学校教育課】

- 椎田中学校トイレ等改修工事

（築上町大字高塚158番地 地内）

落札金額：5,090,000円
工 期：平成25年2月12日～平成25年3月29日
落札業者：（株）山内工務店

入札日：平成25年2月6日

【上水道課】

- 宇留津第2水源井フェンス取替新設工事
（築上町大字宇留津800-4 地内）
落札金額：1,279,000円
工 期：平成25年2月7日～平成25年3月29日
落札業者：（有）アルテック・サンスイ

【商工課】

- 築上町観光案内板設置業務委託（築上町 地内）
落札金額：3,740,000円
履行期間：平成25年2月13日～平成25年3月25日
落札業者：日本乾溜工業（株） 北九州本社営業部

入札日：平成25年2月20日

【生涯学習課】

- 築上町コミュニティセンター備品購入 その1
（築上町大字築城253番地1 地内）
落札金額：6,363,590円
納 期：平成25年2月22日～平成25年3月20日
落札業者：（有）ニッポウ文具・事務機 築上町営業所
- 築上町コミュニティセンター備品購入 その4
（築上町大字築城253番地1 地内）
落札金額：5,086,000円
納 期：平成25年2月21日～平成25年3月20日
落札業者：植田商店

【総務課】

- プリンタートナー購入
（築上町大字築城1096番地 地内）
落札金額：1,835,200円
納 期：平成25年2月27日～平成25年3月29日
落札業者：（株）BCC

入札日：平成25年2月28日

【生涯学習課】

- 築上町コミュニティセンター視聴覚室等パソコン設備備品購入
（築上町大字築城253番地1 地内）
落札金額：4,180,000円
納 期：平成25年3月5日～平成25年3月22日
落札業者：（株）オフィスワタナベ

平成25年度 人権相談 日程表

開催日	場 所	相談員	備 考
4月15日(月)	椎田人権センター	人権擁護委員	
5月20日(月)	築城人権センター	人権擁護委員	
6月 3日(月)	椎田人権センター	人権擁護委員	特設人権相談 10:00~15:00
7月16日(火)	築城人権センター	弁護士	
8月19日(月)	築城人権センター	人権擁護委員 法務局	特設人権相談 13:30~15:30
9月17日(火)	椎田人権センター	弁護士	
10月21日(月)	椎田人権センター	人権擁護委員	
11月18日(月)	築城人権センター	弁護士	
12月 4日(水)	築上町コミュニティーセンター	人権擁護委員	特設人権相談 10:00~15:00
1月20日(月)	椎田人権センター	弁護士	
2月17日(月)	椎田人権センター	人権擁護委員 法務局	特設人権相談 13:30~15:30
3月17日(月)	築城人権センター	弁護士	

※人権擁護委員相談・弁護士相談（13：30～15：30）

◆相談には、次の方たちが応じます。

《人権擁護委員》

棕本欣二郎（東築城） 白川 義孝（上ノ河内） 吉留 平治（築城） 中村 雅輝（湊）
吉武 一郎（築城） 吉田富美代（宇留津） 安田 美鈴（安武） 川端 洋子（越路）

《弁護士》

福岡県弁護士会北九州部会所属弁護士 【問い合わせ】人権課 人権係（支所・内線273）

法務局における「常設相談所」

福岡法務局と行橋人権擁護委員協議会では、以下のとおり「常設相談所」を開設しています。どのようなことでもお気軽にご相談ください。

なお、相談は無料で、秘密は固く守られます。

相談員 法務局職員又は人権擁護委員

相談日 土日祝日を除く毎日

8：30～17：15

※人権擁護委員への相談は、毎週月水金の9：00～16：00

場所 福岡法務局行橋支局1階相談室

※電話でも相談できます。（全国共通番号0570-003-110）

相談方法 事前の予約は必要ありませんので、上記相談日に来庁又はお電話ください。

問い合わせ 福岡法務局行橋支局
総務係

0930(22)0476

【法テラスの弁護士による無料法律相談所】

相談日 毎月第1、第3火曜日（*ただし、5月と1月は、第2、第3火曜日）

場 所 福岡法務局行橋支局1階 相談室

予約方法 相談日前日のみの予約となります。

※予約受付時間 相談日前日の9：00～17：15（時報とともに受付開始）

※前日が祝日の場合は、前週の金曜日

※電話による受付のみ

定 員 先着6名（定員になり次第締切）

相談時間 13：00～16：00（1人30分）

相談内容 法律問題全般

利用条件 相談は、法律扶助の趣旨により、「収入の少ない方」が対象となります。なお、賞与も含んだ月収（手取り）の目安は次のとおりです。

	月収（手取り）
単身者	18万2千円以下
2人家族	25万1千円以下
3人家族	27万2千円以下
4人家族	29万9千円以下

※これを上回る場合でも、家賃、住宅ローン、医療費などの出費がある場合は、考慮されます。

申込・問い合わせ

福岡法務局行橋支局
総務係 0930(22)0476